

山梨県安全・安心なまちづくり基本方針

山 梨 県
平成 1 7 年 8 月

目 次

- 1 策定の趣旨
- 2 犯罪発生の現状
- 3 安全・安心なまちづくりに関する基本的方向
 - (1) 一人ひとりの防犯意識の高揚
 - (2) お互いに守り支え合うコミュニティの形成
 - (3) 子どもの安全確保
 - (4) 犯罪の起こりにくい生活環境の整備
 - (5) 県、市町村、県民、事業者の連携、協力
- 4 推進の担い手と役割
 - (1) 県の役割
 - (2) 県民の役割
 - (3) 事業者の役割
- 5 推進方策と実施主体
 - (1) 一人ひとりの防犯意識の高揚
 - ア 意識の啓発
 - イ 情報の提供
 - ウ 個人、家庭での防犯対策の推進
 - エ 事業所における防犯対策の推進
 - (2) お互いに守り支え合うコミュニティの形成
 - ア 地域における自主的な防犯活動の推進
 - イ 事業者の地域活動への参加
 - (3) 子どもの安全確保
 - ア 子どもに対する防犯教育の充実
 - イ 学校等における子どもの安全の確保
 - ウ 通学路等における子どもの安全の確保
 - (4) 犯罪の起こりにくい生活環境の整備
 - ア 道路等の整備にあたっての防犯性への配慮
 - イ 住宅の建築等にあたっての防犯性への配慮
 - ウ 深夜小売店舗の防犯性の向上
 - エ 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及
 - オ 犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及
 - (5) 県、市町村、県民、事業者の連携、協力
 - ア 推進会議の設置
 - イ 推進本部の設置
 - ウ 地域における推進体制の整備

1 策定の趣旨

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全で平穏に暮らすことのできる社会の実現を目指して「山梨県安全・安心なまちづくり条例」が平成17年4月1日に施行されました。

山梨県安全・安心なまちづくり基本方針は、この条例第7条の規定に基づき、安全・安心なまちづくりに関する基本的方向、県や県民、事業者それぞれが担うべき役割、安全・安心なまちづくりの推進のための方策について定めるものです。

2 犯罪発生現状

本県の犯罪発生件数は、平成8年以降増加しはじめ、平成14年には過去最多の15,245件を数えました。その後、2年連続で減少したものの、平成16年は12,967件と10年前の平成6年の8,533件に対して約1.5倍となっており、依然として高い水準にあります。

近年の特徴としては、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい等の街頭犯罪や空き巣等の侵入犯罪など、県民が身近に不安を感じる犯罪が著しく増加しており、全犯罪発生件数の過半数を占めています。また、不審者による子どもへの声かけやつきまといなども後を絶たない状況にあります。

犯罪の増加には、様々な要因が複雑に絡み合っているため、一概にその背景を特定することはできませんが、主なものとしては、地域社会における連帯感の希薄化、規範意識やモラルの低下、有害情報の氾濫などが考えられます。

3 安全・安心なまちづくりに関する基本的方向

(1) 一人ひとりの防犯意識の高揚

犯罪発生件数のうち、その多くを占めるのが、ひったくり、車上ねらい等の街頭犯罪や空き巣、忍込み等の侵入犯罪など身近な犯罪です。

こうした身近な犯罪の多くは、一人ひとりの防犯意識を喚起することにより未然に防止できます。

このため、県民一人ひとりの自らの安全は自らが守るという意識の高揚を図る必要があります。

(2) お互いに守り支え合うコミュニティの形成

近年、都市化の進展や生活様式の近代化、また情報伝達手段の格段の進歩などを背景として、地域における連帯感の希薄化が進むとともにコミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」という心理的バリアによる犯罪抑止機能も低下しています。

このため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに、お互いに守り支え合うコミュニティを形成する必要があります。

(3) 子どもの安全確保

近年、安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ等が多発しています。

こうしたことから、学校等の施設についての防犯性向上への配慮や子どもに対する防犯教育、家庭や地域、関係機関等との連携による安全対策を推進し、子どもを犯罪から守る必要があります。

(4) 犯罪の起こりにくい生活環境の整備

道路、公園等での街頭犯罪や住宅への侵入犯罪が増加しており、誰もが犯罪被害に遭う可能性が高まっています。こうしたことから、道路、公園等や住宅の整備や管理にあたっては、防犯性への配慮が必要です。

また、深夜営業の店舗や、自動車、自動販売機などについては、盗難被害等に遭いやすいことから、防犯対策を強化し、犯罪の起こりにくい生活環境をつくる必要があります。

(5) 県、市町村、県民、事業者の連携、協力

安全・安心なまちづくりは、県や市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を適切に果たし、お互いに連携、協力して、一体となって推進していくことが必要です。

4 推進の担い手と役割

(1) 県の役割

県は、安全・安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するとともに、市町村、県民、事業者が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に対し、情報の提供、助言などを行います。

(2) 県民の役割

県民は、防犯意識を高め、自らが犯罪に遭わないよう努めるとともに、県、市町村、事業者と連携しながら、地域の安全確保のための取組を行うことが求められています。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業所、事業活動における防犯対策を推進するとともに、地域社会の一員として防犯活動に参加することが求められています。

5 推進方策と実施主体

(1) 一人ひとりの防犯意識の高揚

ア 意識の啓発

県は、市町村と連携して、広報誌、ホームページ、テレビ等各種広報媒体を利用した広報活動を通じて、「自らの安全は自らが守る」という意識の啓発を行います。

県は、関係機関等と連携して、推進大会等の開催、街頭キャンペーンなどを実施し、意識の啓発を行います。

イ 情報の提供

県は、市町村と連携して、犯罪の発生情報、県民や事業者が日常生活

や事業活動において防犯対策を講ずるうえで必要な情報の提供や助言を行います。

ウ 個人、家庭での防犯対策の推進

県民は、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、防犯教室への参加を通じて知識と理解を深めるなどして、個人や家庭での防犯対策の推進に努めていく必要があります。

県は、地域において開催される防犯教室や講座に講師を派遣し、個人や家庭での防犯対策を促進します。

エ 事業所における防犯対策の推進

事業者は、防犯性に配慮した施設の整備や従業員への防犯教育など、事業所や事業活動における防犯対策の推進に努めていく必要があります。

県は、事業所等において開催される防犯教室や講座に講師を派遣し、事業所や事業活動における防犯対策を促進します。

(2) お互いに守り支え合うコミュニティの形成

ア 地域における自主的な防犯活動の推進

県民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域の実情に応じて、防犯パトロール団体などの自主防犯組織の結成やその活動の推進に努めていく必要があります。

県民は、地域安全マップの作成、声かけ・あいさつ運動などを進め、連帯感の向上に努めていく必要があります。

県は、安全・安心なまちづくり研修会の開催や先進的な活動事例等の紹介などにより、自主防犯組織の結成やその活動を促進します。

イ 事業者の地域活動への参加

事業者は、地域社会の一員として防犯活動への参加に努めていく必要があります。

県は、配達や検針等のために地域を巡回する事業者等が、巡回の際に把握した犯罪や不審者情報を通報、連絡するよう当該事業者等に協力を求めます。

(3) 子どもの安全確保

ア 子どもに対する防犯教育の充実

学校や保育所等の管理者は、子どもが犯罪に巻き込まれないよう指導する防犯教室を開催するなど、防犯教育の充実に努める必要があります。

イ 学校等における子どもの安全確保

学校や保育所等の設置者や管理者は、危機管理マニュアルの作成やその徹底を行うなど日常的な安全管理に努める必要があります。

学校や保育所等の設置者や管理者は、子どもの保護者、地域住民、行政、関係機関等と連携し、不審者侵入等の緊急時の対応のための体制の整備に努める必要があります。

県は、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」を策定し、普及に努めます。

ウ 通学路等における子どもの安全確保

通学路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等の設置者や管理者は、その管理する通学路等について、明るさや周囲からの見通しを確保するなど、防犯性の向上に努める必要があります。

学校等の管理者、子どもの保護者、地域住民、通学路等の管理者、関係機関等は、相互に連携して、登下校時間帯を中心とした子どもたちの見守り活動、「子ども110番の家*」の設置などの緊急時の保護体制の整備等に取り組む必要があります。

* ~ 子ども110番の家

子どもなどが、犯罪の被害に遭ったり、又は、犯罪の被害に遭いそうになった場合あるいは傷病で保護や救済を求めてきた場合などに、当該被害者等の一時保護や警察への連絡などの措置をとるために、自治体、教育委員会、警察などから委嘱等をされた、家や商店等です。

県は、「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」を策定し、普及に努めます。

(4) 犯罪の起こりにくい生活環境の整備

ア 道路等の整備に当たっての防犯性への配慮

道路、公園の設置者及び管理者は、照明設備の設置や増設、視線を妨げる枝の剪定等により、明るさや見通しの確保に努める必要があります。

駐車場、駐輪場の設置者及び管理者は、照明設備の設置や増設による明るさや周囲からの見通しの確保に努める必要があります。

県は、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備に関する指針」を策定し、普及に努めます。

イ 住宅の建築等に当たっての防犯性への配慮

戸建て住宅の所有者及び居住者は、玄関扉や窓等を破壊が困難なものとするとともに、住宅周囲の明るさや見通しの確保に努める必要があります。

共同住宅の設置者及び管理者は、専用部分の玄関扉等の防犯対策をはじめ、共用部分の出入口、ホール、エレベーター等について明るさや周囲からの見通しの確保等に努める必要があります。

県は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備に関する指針」を策定し、普及に努めます。

ウ 深夜小売店舗の防犯性の向上

深夜に店舗で営業する小売業者は、防犯設備の整備、複数勤務、従業員に対する防犯指導などを徹底し、防犯対策を推進する必要があります。

県は、関係機関、関係団体等を通じて、犯罪防止のための必要な情報の提供及び助言を行います。

エ 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及

自動車等販売事業者は、イモビライザー*装着車など盗難の防止に配慮した自動車等や振動を感知する警報機等の盗難防止装置の普及に努める必要があります。

* ~ イモビライザー

電子式移動ロック装置のことです。電子チップが埋め込まれたエンジンキーを差し込まない限り、エンジンの電気系統は遮断されたままで、エンジンが作動しない仕組みです。

県は、関係機関、関係団体等を通じて、犯罪防止のための必要な情報の提供及び助言を行います。

オ 犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及

自動販売機の販売事業者は、破壊や盗難に強い自動販売機の普及に努める必要があります。

自動販売機の設置者及び管理者は、チェーンロックの装着、防犯ベルの導入、防犯性に配慮した設置場所の選定などに努める必要があります。

県は、関係機関、関係団体等を通じて、犯罪防止のための必要な情報の提供及び助言を行います。

(5) 県、市町村、県民、事業者の連携、協力

ア 推進会議の設置

県は、県、市町村、県民、事業者の代表者で構成する推進会議を設置し、安全・安心なまちづくりの普及・啓発、自主的な防犯活動の促進・支援、構成団体等相互の連絡調整及び情報交換を進めます。

イ 推進本部の設置

県は、知事を本部長とする推進本部を設置し、安全・安心なまちづくりの総合調整を行います。

ウ 地域における推進体制の整備

県は、市町村と連携し、市町村や地域における、行政、県民、事業者等による安全・安心なまちづくりの推進体制の整備を促進します。